

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	上下水道局 下水道整備課	
許 認 可 等 名	下水道敷地等の占用許可	
根 抱 法 令	徳島市公共下水道事業条例	
根 抱 条 項	第17条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5305)	
審査基準	基 準	1 電柱、電線、変圧器、電柱支線、水道管、ガス管その他これらに類する工作物等で下水道敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないものであり、且つ、占用期間、占用場所、工作物・物件又は施設の構造が道路法施行令第11条の規定を満足するもの。 (道路法第32条 第33条)
		2 地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。 (道路法施行令第11条)
		3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 (1) 占用できる基準 補助金等により取得した下水処理場等の事業予定地及び未利用空間について、本来の目的を妨げない範囲で使用する場合の承認について (国土交通省都市・地域整備局下水道部長 平成23年3月30日発) ア 補助金等により取得した下水処理場等の事業予定地及び未利用空間について、本来の目的を妨げない範囲で使用する場合は、公共的な使用の外、民間活力を図ることにより地域の課題解決や地域の活性化・賑わいづくり等に資すること。 イ 目的外使用にあたっては、以下の点に留意すること。 ・ 財産処分に係る関係法令等の規定に適合していること
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しないものについて はその理由)	総日数15日(休日を除く)
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(令和2年12月1日最終変更)

審査基準	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の維持管理に支障がないこと ・ 増設・改築計画等の将来計画と整合がとられていること ・ 当該目的外使用者が公正な手続きによって選定されていること <p>(2) 占用できない基準</p> <p>補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等により取得した下水処理場等の事業予定地及び未利用空間について、本来の目的を妨げる範囲で使用する場合 ・ 公共的な使用以外のもので、民間活力を図ることにより地域の課題解決や地域の活性化・賑わいづくり等に資することのないもの ・ 財産処分に係る関係法令等の規定に適合していない場合 ・ 下水道施設の維持管理に支障がある場合 ・ 増設・改築計画等の将来計画と整合がとられていない場合 ・ 当該目的外使用者が公正な手続きによって選定されていない場合 <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を目的とした事業に伴う占用 ・ 営利を目的とした研究事業等に伴う占用
------	-----	--

